

工事請負契約約款第 26 条第 5 項(単品スライド条項)の運用内容【概要】

1 対象とする「主要な工事材料」

「鋼材類」「燃料油」及びその他工事材料に分類される各材料

《H形鋼、異形棒鋼、鋼矢板、ガソリン、軽油等》

2 対象工事

実際の搬入時、購入時における各材料の実勢価格又は購入価格を用いて当該工事の請負金額を再積算した場合に、契約金額よりも1%を超えて変動する工事

※1 「鋼材類」「燃料油」「その他工事材料」それぞれで1%を超える変動を判断

※2 見積による随意契約にて契約締結した工事については適用しない

3 スライド条項の適用手続

(1)申請時期、契約変更の時期

工期末の2月前までに請求⇒工期末に変更契約(維持工事で年度ごとに完済部分検査を行うものは、各年度末)

(2)証明書類の提出(必須)

受注者は、実際に購入した対象材料の価格(数量及び単価)、購入先、搬入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要がある。

※ 燃料油について証明書類が揃わない場合は、主用途に用いた数量の証明書が提出されたときは、やむを得ない範囲で、その他用途に用いた数量への適用を認めることができる。

4 スライド額の計算で用いる単価

〔鋼材類及びその他工事材料〕 現場(工場製作の場合は製造工場等)に搬入された月の実勢価格

※ 複数回に分けて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

〔燃料油〕 購入された月の実勢価格

※1 複数回に分けて購入した場合は、月ごと購入数量で加重平均

※2 月ごとの購入数量が不明な場合は、工期中の各月の平均

5 スライド額の計算で用いる対象数量

- 設計図書に記載された数量
- 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量
- 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量
- 各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、当該数量

6 スライド額(S)の計算

【鋼材類】{搬入月の実勢価格－設計時点での実勢価格}×対象数量(上記5)…(注)

【燃料油】{購入月の実勢価格－設計時点での実勢価格}×対象数量(上記5)…(注)

+)【その他工事材料】{購入月の実勢価格－設計時点での実勢価格}×対象数量(上記5)…(注)

-) スライド前の請負代金額の1%相当額

= スライド額(S)

※ 受注者が実際に購入した際の鋼材類の購入代金合計、燃料油の購入代金合計及びその他工事材料の購入代金合計の方が実勢価格で算定した額よりも低い場合は、実際の購入代金を用いて計算する。ただし、購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。また、鋼材類について、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。

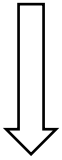
7 その他

(1) 部分引渡しをした工事の部分、部分払の対象となった出来形部分については、単品スライド条項を適用できない。

※ 受注者の求めに応じ、既済部分検査の合格通知に、単品スライド条項の適用対象とすることができる旨の記載があるときは適用可。

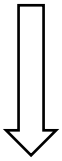
単品スライド条項運用の手順

1. スライド請求【発注担当課】



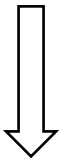
○受注者より工期末の2月前までに請求（様式1、1-1）

2. スライド額の協議開始日の通知（スライド請求日から7日以内）【発注担当課】



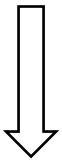
○受注者の意見を聞いて、協議開始日を決定し、受注者に通知（様式2）

3. スライド額協議開始【発注担当課】



○受注者よりスライド額の請求（様式3、3-1～3-3、4、5、5-1）
○証明書類等の請求の資料を確認。
○購入価格と実勢価格を比較し、購入単価が安い場合は、購入単価を採用しスライド積算する。

4. スライド額決定（スライド協議開始から14日以内）【発注担当課】



○協議成立の可否について、受注者に通知（様式6）
*発注担当課は契約担当課と変更手続きの協議

5. スライド変更契約【契約担当課】

○工期末に請負代金額の変更契約